

介護等の場における知的障害者就労促進事業

A. 知的障害者への技能等習得支援

1. 「県独自資格付与制度を創設」

○障害者居宅介護従事者基礎研修課程(旧3ヘル)
○重度訪問介護従事者養成研修基礎課程

or

○介護職員初任者研修課程(旧2ヘル)

+

+

上乗せのカリキュラム + 現場実習(必修:1か月間)

県独自資格を付与(3年間の資格更新制度)

2. 「更新研修(スキルアップ研修)」

知識・技能の更なる向上や就労の継続を支援することを目的として、介護現場で働く知的障害者に対して実施する研修を、県独自資格の更新研修として位置付け。

(有効期間内に受講で更新。3年かけて全講義を受講でも更新可。)

B. 介護事業所の環境整備支援

「介護事業所職員研修」

介護等事業所の職員に対して、障害特性の理解促進や、業務中の職員に対する支援方法など、知的障害者雇用にかかる環境整備を目的とした研修を実施。
※出前研修も可

雇用・実習調整、調査実施



C. 就労・雇用調整支援

「登録センターの設置」

有資格の知的障害者と介護事業所情報のデータベース化、両者間の雇用や実習に向けた調整を実施。

雇用・実習調整
調査実施

